

9月定例議会一般質問について

令和5年9月1日～9月15日に9月定例議会が開催されました。

○ 市道・里道・水路の適正管理の質疑を抜粋

Q 市道や法定外公共物（里道・水路）はどのような根拠で管理しているのか。

A 市道については道路法等、法定外公共物については条例等に基づき適正な管理に努めている。

Q 南野2丁目の市道認定区域内において道路の不法占用状態が続いている。以前質問した際には利用予定があると答弁があったが。

A 建築等の利用時期は未定。

Q 下水道管が駐車場内に取り込まれている。近隣が建て替えの場合、下水道管に繋げられない状態。再度、市が下水道管設置費用を出すかもしれない過去の答弁があったがどのように考えるか。

A そのような事態にならないよう地権者に説明していきたい。

Q 雁屋西町の民間所有の住宅地内に水路敷を取り込んでいるが、現在水路として使われているか。

A 個人宅に入っている水路は、現在水路機能がない。

Q 民法に所有権の取得時効の条文がある。また、昭和51年12月24日の最高裁判例でも取得時効を認められた例もあるが。

A 要件的に当てはまる可能性もあるので相手方と話をしていきたい。

土井
の
考
え

道路等の不法占用についてですが、行政はなかなか重い腰をあげません。でも、公用財産についても民法に規定の通り取得時効にかかり所有権が移ってしまうという最高裁判例の要件に「公用財産が、長年の間事實上公の目的に供用されることなく放置され、公用財産としての形態、機能を全く喪失し、その物のうえに他人の平穏かつ公然の占有が継続したが、そのため實際上公の目的が害されることもなく、もはやその物を公用財産として維持すべき理由がなくなつた場合には、右公用財産について、黙示的に公用が廃止されたものとして、取得時効の成立を妨げない。」とあります。今回の雁屋西町の水路の不法占用については上記判例に当てはまると思います。

行政の怠慢によって市民の大切な財産を明け渡すなど

許される事ではありませんので意識をもって対応頂きたいと考えます。

市政報告 Vol.06

四條畷市議会議員
(大阪維新の会 幹事長)

土井かずよし

Profile

発行日 令和6年2月16日

発行元 土井一慶 090-1591-5611

1981年1月1日四條畷生まれ

《学歴》忍が丘幼稚園、四條畷東小学校、四條畷南中学校、大阪産業大学附属高校、大阪法律専門学校卒
(医)河北会顧問、(福)めぐみ保育園理事、元(一社)四條畷青年会議所理事、四條畷市ゴルフ連盟理事



トピックス

- 9月定例議会一般質問について
- 沖縄県へ災害支援金について
- 12月定例議会一般質問について

- 予算決算常任委員会について
- 12月定例議会について

予算決算常任委員会について

令和5年10月3日～10月5日に予算決算常任委員会が開催されました。



入湯税の件

四條畷市では四條畷市税条例第133条～により入湯税が定められています。(平成18年4月1日施行)

宿泊の場合1泊に付き150円 宿泊しない場合1日に付き75円 と定められています。本市における大阪府のホームページに記載のある温泉一覧によると四條畷市には、砂地域の温泉施設が閉鎖後も3つの温泉(源泉)が示されています。内2つは飲用だが残り1つの施設は「温泉施設として看板等が市内にも掲示。賦課漏れではないのか?」と一昨年より大阪維新の会として指摘してきました。

行政としても賦課漏れを認め、ようやく令和4年度より入湯税の徴収が始まりました。「更に法令上5年間遡ることが可能。しっかりと賦課徴収するように」と指摘させて頂きました。この温泉は平成20年に掘られているので5年間遡って徴収されたとしても大きな損失です。一方で事業者側の立場で言えば、「何を今更」と私なら怒ります。行政の言い分としては「入湯税は申告税なので…」

たった1社だけの話!その1社に「本市は入湯税が定められている」と通知しておけば、この様な事態にならなかつたのでは。
賦課漏れを指摘してきたので、皆さまの大好きな税収の確保となつたと自負しています。



土井
の
考
え